

町で受付する申告相談の日程

所得税の還付申告

日	時	場 所	対象地区
2月1日(水)～3月15日(水) (土日・祝日を除く)	午前9時～ 午後4時	越前町役場	全 地 区

町県民税の申告・所得税の確定申告

日	時	場 所	対象地区
2月16日(木)～3月15日(水) (土日を除く)	午前9時～ 午後4時	越前町役場	全 地 区
2月21日(火)・22日(水)		宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月23日(木)・24日(金)		織田コミュニティセンター	織田地区
3月7日(火)・8日(水)		越前コミュニティセンター	越前地区

次の申告は税務署でお願いします

- 自営業などの事業所得の確定申告や青色申告
- 譲渡所得（不動産・株式）や山林所得などが含まれる確定申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける確定申告
- 平成27年分以前の確定申告

申告事前準備のお願い

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前に自分でできる準備はしていただき、必要な書類を必ず持参してください。

- 農業所得の申告をする人は、収支内訳書の記入（帳簿作成は義務付けられています）
- 医療費控除の申告をする人は、受診者ごと・医療機関ごとに領収書の整理・集計（生命保険など各種助成金の受領額も集計してください）
- e-Taxの利用者識別番号の事前取得

みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先 税務課 ☎34-8709 武生税務署 ☎22-0890（自動音声案内）

町県民税・所得税の申告の時期です

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

町県民税の申告、所得税の確定申告が2月16日(木)から始まります。該当する人は、町の申告会場や武生税務署で申告をお願いします。今年からマイナンバーを記入することになるため、申告に必要なものが増えています。申告の際に必要なものが足りない場合、受付できませんのでご注意ください。

確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成できます。なお、郵送や電子申告（e-Tax）で提出することもできますのでご利用ください。

町県民税の申告

平成29年1月1日現在、越前町に住所がある人は、前年中に収入がない人でも町県民税の申告が必要です。ただし、次に該当する人は、町県民税の申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告をした人
- 給与所得者で給与支払報告書（年末調整の済んでいるもの）が勤務先から町に提出され、かつ給与所得以外に所得のない人
- 老齢年金のみの人（ただし扶養、社会保険料控除、医療費、生命保険料、その他の控除を受けようとする人は申告してください。）
- 同一世帯の人の給与支払報告書（年末調整の済んでいるもの）や、町県民税の申告書、所得税の確定申告書に扶養親族として記載されている人で、前年中に収入がない人

町県民税の申告をしないと

- 所得（課税）証明書の発行ができません。
- 国民健康保険税の軽減などの特例、給付金や補助金などの支援を受けることができません。

所得税の確定申告が必要な人

- 1か所からの給与のほかに年金・事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与所得と事業・不動産などの所得の合計額が20万円を超える人
- 年金のほかに給与や事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- 給与収入が2千万円を超える人
- 各種の所得の合計額が扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- 給与や年金の源泉徴収票に記載されている扶養控除や配偶者控除などを修正する人

所得税の確定申告をしないと納めすぎた所得税が戻る人

- 平成28年の途中で退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- 源泉徴収税額のある給与所得者・年金所得者で、年末調整を受けていない生命保険料控除や医療費控除などを受けることができる人
- 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・増改築などをした人

今までの申告との変更点1

町県民税の申告・所得税の確定申告にはマイナンバーが必要です

平成28年分の町県民税の申告書や所得税確定申告書などを提出するとき、申告者本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族・専従者のマイナンバーの記載が必要になります。

申告者本人は、本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。

■マイナンバーカードをお持ちの人

マイナンバーカード（表・裏面）の提示またはその写しの提出が必要です。

■マイナンバーカードをお持ちでない人

個人番号確認書類と本人確認書類のそれぞれの提示またはその写しの提出が必要です。

個人番号確認書類の例

- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）

} どれか1種類

本人確認書類の例

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・公的医療保険の被保険者証など

} どれか1種類

申告にはマイナンバーカードが便利

- ・マイナンバーカードは、申告会場での番号確認と本人確認に便利です。
- ・e-Taxで確定申告書を提出できます（電子申告・納税に利用可能）。

※1 マイナンバーカード対応のICカードリーダーとインターネット接続ができるパソコンが必要です。

※2 電子証明書の登録など事前準備が必要です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

今までの申告との変更点2

利用者識別番号の取得が必要になります

町で受付する確定申告書の送付方法が、今までの紙での送付からe-Taxを利用した電子送信に変わります。これに伴い、e-Taxを利用するための「利用者識別番号」の取得が必要となります。申告会場で取得することができますが、事前に取得することもできます。

利用者識別番号を取得するためのホームページ

https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_APP/Ink/kaishiShinkiKojin